

こころの健康増進センター

精神保健福祉センターとしての業務

相談支援

電話による相談 こころの健康に関する相談をお受けします。

相談専用電話 ^{おはなし} **075-314-0874**

月曜日～金曜日 9時～12時／13時～16時（土、日、祝、12月29日～1月3日を除く。）

自死により親しい人を失ったつらさ、「死にたい」と感じるほどのつらいお気持ちを聞かせていただくための電話です。

自死遺族・自殺予防こころの相談電話
きょう・こころ・ほっとでんわ ^{こころまる} **075-321-5560**

開設時間は当センターのホームページを御覧ください。

○ 来所による相談（アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症専門相談）

（完全予約制）まずは相談専用電話にて相談ください。

面接相談：精神科医、精神保健福祉相談員、心理職員が相談をお受けしています。

※相談は無料。ただし、精神科医による診察は保険診療となります。

○ 薬物依存症回復支援プログラム

相談専用電話にて相談ください。

○ アルコール・薬物依存症家族支援プログラム(事前申込制)

相談専用電話にて相談ください。

○ 法律相談（無料・予約制）

精神障害のある方や、その家族などを対象に弁護士による法律相談を行っています。まずは、相談専用電話にて相談ください。

普及啓発・組織育成

普及啓発

市民対象の講演会、支援者対象の研修などを開催しています。

機関紙「こころここ」や各種リーフレットを発行しています。

組織育成

アルコール依存症（自助グループ、家族会）、薬物依存症（自助グループ）、自死遺族のフリースペースなどの支援を行っています。

※日時は、各自助グループのホームページで御確認ください。
右記の二次元コードから御覧いただけます。



断酒会・
家族会みやび



GA



こころのカフェ
きょうと

こころの健康増進センター

診 療

依存症などの専門外来を設けています。 ※継続的な診療はしていません。

【お問合せ先】 電話：075-314-0874

精神障害者保健福祉手帳

手帳等の認定・交付

精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療（精神通院）受給者証の認定、交付にかかる事務を行っています。 ※申請などは、お住まいの区役所・支所障害保健福祉課で受け付けています。

精神障害者保健福祉手帳の認定・交付とは？

障害がどの程度あるのかを精神疾患（機能障害）の状態とこれに伴う生活能力障害の状態の両面から判定し、手帳の交付の可否や障害の等級を決定します。精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、公共料金の減免など各種の支援を受けることができます。

【お問合せ先】 電話：075-314-0355 FAX：075-314-0504

デイ・ケア

あなたの「はたらきたい!」を応援します。統合失調症、うつ病などの方を対象とした就労準備デイ・ケアです。

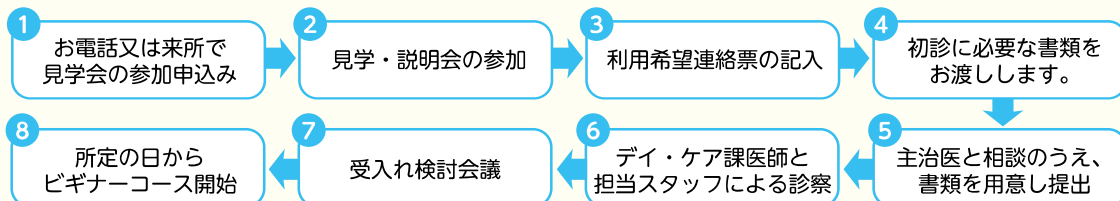
利用日時 月・火・木・金 9時30分～15時30分

プログラム内容 職場コミュニケーション実習、職場マナー講座、心理教育セミナー、就労・生活セミナー、パソコン教室、職場実習、スポーツ、フィットネス、園芸 など



利 用 料 医療費がかかります。健康保険・自立支援医療費制度適用可

利用方法 まずはお電話ください。 電話：075-314-0510



知的障害者更生相談所としての業務

判 定

18歳以上の知的障害者の療育手帳の判定

※申請などは、お住まいの区役所・支所障害保健福祉課で受け付けています。

相 談

- ・療育手帳の判定結果に基づく、本人・家族等からの相談
- ・支援学校高等部を卒業予定の方の進路相談

【お問合せ先】 電話：075-925-8837 FAX：075-314-0504

発達障害者支援センターかがやき

かがやきの取組

発達障害者支援センターは、発達障害のある方とその家族が、地域で安定して生活できるように、いろいろな事業を行っています。

発達特性のアセスメント（評価）

一人ひとりの「強み・得意」と「弱み・苦手」を探り、本人や家族、支援者にわかりやすく伝え、共有します。

相談・就労支援

聴取りや評価結果をもとに、くらしや働き方の工夫を一緒に考えます。必要に応じて、本人を直接支える関係機関と連携します。ただし、仕事のあっせんは行っておりません。

普及啓発・研修

発達障害について、広く、正しく知ってもらうための研修会や学習会、催しなどを行います。



利用について

対象者

- ・京都市在住の18歳以上の方で、発達障害の診断がある方
- ・上記の家族の方、関係機関の方

※発達障害の診断がない方は、一度お問い合わせください。

※18歳未満の方は、児童福祉センター、第二児童福祉センターにお問い合わせください。

利用の流れ

相談予約（お電話）

電話：075-950-0378 FAX：075-950-0372

9時～12時／13時～17時（土、日、祝、12月29日～1月3日を除く。）

インテーク

来所していただき、お困りごとなど、相談したい内容をお伺いします。
※相談内容に応じて、情報提供や他機関の案内をすることがあります。

初回面談

継続相談の必要な方は来所していただき、さらに詳しくお話を伺います。
初回面談の後、御本人の主訴に基づき、センター内で支援の方向性や方法などを検討します。

支援の流れを提案し、発達特性のアセスメントや、くらし・働き方の工夫、配慮点についての相談を進めます。

その他

コンサルテーション

発達障害の方が利用する福祉施設、支援機関などからの依頼に基づき、対象となる方の特性評価や支援について、事業所の皆さんと一緒に取り組みます。

こころの健康増進センター

朱雀工房、支援センターなごやか・なごやかサロン

朱雀工房

就労に向けて御自身のペースで進んでいけるように期限のある「就労移行支援事業」とゆったりと期限なく利用していただける「就労継続支援B型事業所」を設け、あなたの「働きたい」を応援します。



就労移行支援事業所

定員6名、利用期間：2年

対象者：一般就労を目指している方

利用時間：9時～16時

訓練プログラム：施設外就労（お寺の清掃）、
職場実習、就労プログラム等

就労継続支援B型事業所

定員14名、利用期間：定めなし

対象者：日中の居場所を見つけたい方、ゆっくりと就職を目指したい方

利用時間：9時30分～15時45分

作業内容：箱折り、和雑貨の梱包、印刷物の封入、
コーヒーフィルターの検品等

【お問合せ先】 電話：075-323-3201 FAX：075-323-3220

利用の流れ： 見学申し込み → 見 学 → 体験実習・話し合い → 利用申込

地域生活支援センターなごやか

障害のある方やその家族の方などからの地域生活や福祉に関する様々な相談に応じて、福祉サービスの利用援助や情報提供を行います。

利用方法：無料。事前に電話などで予約ください。

対象者：身体・知的・精神障害のある方（児童含む。）

対象地域：上京区、中京区、下京区、南区にお住まいの方

お問合せ先：電話：075-323-3203 FAX：075-323-3220

開所時間：月～金：9時～19時、土・日：9時～16時（第3日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く。）

内 容：日常の困りごとなどの相談、福祉サービスの利用援助や計画相談として「サービス等利用計画」の作成を行い、障害福祉サービスの利用援助や調整・振返りを行っています。
また、地域生活への移行に向けた支援（地域移行支援、地域定着支援）も行っています。

なごやかサロン

精神障害のある方や御家族、地域住民の方等に、過ごしの場を提供しています。また、生活相談会や当事者会、茶話会、ワークショップなどの交流活動を行っています。

利用方法：登録制（初めて来所される方は、事前にお電話ください。）

開所日時：月水木金：16時～19時（電話対応：11時～19時）

土 日 ：9時～16時（電話対応：9時～16時）

（火曜日、第3日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く。）

お問合せ先：電話：075-323-3204 FAX：075-323-3220



利用の流れ： 事前連絡 → 利用説明・見学 → 利用開始 → 利用申込